

桜川市の財政状況

市の財政状況の現状と今後について、「広報さくらがわ」平成26年1月号に掲載しました。

今回は、歳入(家計の「収入」のことです。)の1/3を占める普通交付税交付金(＊)が今後どうなっていくか、そして、現在の課題に対処し、将来に向かって元気で魅力ある桜川市を創っていくために必要な財政健全化の取り組みをご紹介します。

普通交付税交付金の優遇措置分の縮減

市は、平成の大合併の中、平成17年に2町1村が合併して誕生しました。合併特例法では、合併後10年間は合併がなかったものとして3町村それぞれに計算した合計額が交付される優遇措置が設けられています。市では、この優遇措置が約13億5,000万円(平成25年度)になっていま

す。

しかし、合併後11年目からは5年間で段階的に優遇措置が縮減されます。また、人口減少も見込まれていますので、平成33年度には現在より14億円以上少ない歳入で生活環境、福祉、保健、教育など多くの行政需要を賄っていくかなくてはなりません。(下図参照)

平成25年度末で約24億3,400万円の財政調整基金(家計の「定期預金」に相当します。)がありますが、現在の予算規模で市を運営すると歳入が歳入を上回り平成32年度(6年後)には赤字が発生します。仮に、財政調整基金を平成28年度より充当しても平成31年度の4年間で底をついてしまいます。市の決算規模(303億3,000万円)や政策課題への対応などを考えると、十分なものでありません。

課題への対処と優先度の設定

市では、公立病院問題、公共施設の老朽化への対応、道路や橋の長寿命化、企業誘致や産業振興、少子化・高齢化への対応など、市民生活を維持向上するために対処しなければならぬ課題が山積しています。

今後、少なくなっていく歳入で、これらの課題に対処していくためには、前例にとらわれず、必要性・事業効果・事業経費などを客観的に評価し、市が行うべき事務事業に優先度を設け、主体的に判断して施策を実施していくことが不可欠です。

財政健全化への取り組み

市長を本部長とする「行財政改革推進本部」の下、平成33年度を見据えて、次の視点で行政評価を行い、事務事業の優先度を判断し、財政健全化を進めていきます。

- ・市が行うべき事業としての妥当性
- ・費用対効果等の有効性
- ・可視化による事務事業の効

- 率性
- ・公共施設等の適正配置
- ・組織・機構改革と定員管理

市民の皆様へ

市では、安心して住み続けられる安らぎのまちを目指して、一つひとつの課題に取り組んでいきます。市民と行政が協働して地域を運営し、効率的な行財政を推進すること

ができるよう、共に考え、行動していただけるよう、ご協力をお願いします。

■問合先／財政課(☎581-5111・7513111、内線1221)

*普通交付税交付金：…地方公共団体の歳入格差を調整するため、地方公共団体に基礎的な行政サービスを維持するために不足する歳入を国税により補填する仕組み。桜川市の平成25年度交付額は、約62億3,163万円です。

